

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市余熱利用健康増進センター条例（平成13年条例第39号）第5条第1項	盛岡市余熱利用健康増進センターの使用許可	クリーンセンター

- 1 審査基準は、盛岡市余熱利用健康増進センター条例（平成13年条例第39号。以下「条例」という。）第5条第2項に定める基準を審査基準とするほか、センターのアリーナ及び軽運動室の使用は、複数人で代表者があるものに使用させるものとする。ただし、これらの使用がない場合には、個人に使用させることがある。
- 2 標準処理期間は、3日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。